

第132H章 - 食品着色料規則

2018年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

香港事務所

【本報告書の利用についての注意・免責事項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）香港事務所が2018年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合がございます。

ジェトロは、本冊子の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本冊子は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本冊子の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発効する可能性があります。

本冊子には、ジェトロの公式見解ではなく外部委託先の論考、意見が含まれます。これらについてジェトロは一切の責任を負うものではありません。

第	132H 章	食品着色料規則	官報番号	日付
		権限付与		1997年6月 30日

(第 1 3 2 章, 第55条)

[1960 年 11 月 11 日]1960年第 A 132号政府公告

初版1960年第 A 72号政府公告

第	1条	引用		1997年6月 30日
---	----	----	--	----------------

本規則は、食品着色料規則として引用される。

第	2条	解釈	2000 年第29 号	2000年5月 26日
---	----	----	----------------	----------------

別段の定めがない限り、本規則では次の用語を次の通りに定める。

「航空トランシップ貨物（航空積み替え貨物）」(air transshipment cargo) とは、《輸出入条例》（第60章）第2条が定めるものである。（2000年第29号第5条）

「航空トランジット貨物（航空通過貨物）」(air transit cargo) とは、外国から到着した貨物であつて、航空機に搭載されたまま、陸揚げされることなく通過する貨物である。

「トランジット貨物」(article in transit) とは、《輸出入条例》（第60章）第2条が定めるものである。（2000年第29号第5条）

「香港国際空港貨物輸送区」(cargo transshipment area of Hong Kong International Airport) とは《輸出入条例》（第60章）第2条が定めるものである。（2000年第29号第5条）

「カラーインデックス番号」(Colour Index Number) とは、カラーインデックスで用いられている番号であり、英国染料染色学会と米国繊維化学技術・染色技術協会によって共同編成されたものである。（1993年第386号法律公告）

「認可着色料」(permitted colouring matter) とは表1に記載されている着色料、又はそれら一種以上の着色料の混合物である。

「加工処理」(processed) とは骨抜き、皮むき、研削、切削、洗浄または切取りを除く、燻製、及び食品の自然状態に実在的改変を与える全ての処理法、または工程である。「未加工処理」の定義はこれらを踏まえ、解釈される。

「販売」(sell) とは販売目的で展示、提供、又は商品の所持をすることである。

「野菜」(vegetable) は豆類も含む。

第	3条	認可着色料以外の着色料の使用の制限。		1997年6月 30日
---	----	--------------------	--	----------------

人間が消費するための目的で販売される食品に、認可着色料以外の着色料を使用してはならない。いか

なる者も本条文に違反している食品の販売、委託、発送及び香港への輸入をしてはならない。

(1986年の第10号第32(2)条)

第	4条	特定の商品に対する着色料の使用の禁止。		1997年6月 30日
---	----	---------------------	--	----------------

- (1) 識別目的以外で未調理及び未加工の肉、狩猟肉、家禽、魚、果実及び野菜の人間が消費する為に販売する食品等に着色料を使用してはならない。

柑橘類は、次に定める規定に従った場合にのみ、認可着色料を使用することができる。

- (a) 認可着色料で、その果物の皮に「着色済み (colour added)」と明記しなければならない。
(b) 上記の表示は明確に識別でき、目立つ様に印刷されなければならない。

- (2) いかなる者も段落(1)に違反している食品の販売、委託、発送、及び香港への輸入をしてはならない。
(1986年第10号第32(2)条)

第	5条	認可着色料以外の着色料の販売及び宣伝の制限		1997年6月 30日
---	----	-----------------------	--	----------------

- (1) いかなる者も、認可着色料以外を用いた食品の販売、及び販売の為の宣伝行為をしてはならない。
(2) (1)に違反した際、宣伝、又は宣伝に関わる業務に携わる者は、その宣伝を通常の業務の一環として引き受けたものと抗弁できる。
(3) いかなる者も、表2に従った表示がある包装以外で、認可食用着色料及び、食用着色料、香料が使用された食品の販売、委託、及び輸送をしてはならない。

第	5A 条	航空トランジット又は航空トランシップ貨物への適用	2000 年第29号	2000年5月 26日
---	------	--------------------------	------------	----------------

- (1) 第3条 及び 第4 (2)条は、航空トランジット又は航空トランシップ貨物として、香港に輸入された食品には適用されない。しかし、香港へ持ち込まれ通過する間に、香港国際空港貨物輸送区外に持ち出された場合、以下のように解釈される。
(a) その食品は、香港国際空港貨物輸送区外に持ち出された際に、輸入されたとみなされる。
(b) 香港国際空港貨物輸送区外に持ち出された際に、その食品を航空トランジット又は航空トランシップ貨物として香港に持ち込んだ者、又は持ち込ませた者がその食品を輸入する者とみなされる。

本条文が制定されなくても第3条及び第4(2)条が有効な場合に適用されない。

- (2) 第6条に違反した者の司法手続きには、
(a) 航空トランジット又は航空トランシップ貨物で輸入された、第3条又は第4(2)条の食品の輸入に関わるものであり、
(b) 検察がその食品が香港に持ち込まれ、通過する間に、当該食品が香港国際空港貨物輸送区から持ち出されたことについて、検察が立証する必要がある、

被告人は抗弁として、その食品が香港国際空港貨物輸送区外に持ち出されることを避けるために行った適切な措置及び努力を示すことができる。

- (3) 段落(2) の法司法手続きにおいて、被告人の抗弁に、違反行為は
(a) 他者の行動又は過失による、又は

(b) 他者から提供された情報による、
 という主張が含まれる場合、被告人は裁判所の許可がない限り、又は審問の10日以上前に、以下の事柄について検察に文書を送付しない限り、抗弁をすることができない。

- (i) 行動又は過失を犯した他者、又は情報を提供した他者についての情報、及び
- (ii) その行動、過失、又は提供された情報。

送付の際に被告人は以上のことを承知している。

(4) 他者から提供された情報に基づき行動をした場合、あらゆる状況で情報が合理的で、信頼できるものであったと次のように示さなければ、段落(2)による抗弁はできない

- (a) 情報の確認のために行った行動、及び行うべきであった合理的な行動についての詳細、並びに
- (b) 情報を疑う理由の有無。

(2000年第29号第5条)

第	6条	違反及び罰則		1997年6月 30日
---	----	--------	--	----------------

第3条、第4条、第5条(1)又は(3)に違反したいかなる者は有罪となり、陪審によらない判決により、レベル5の罰金及び6か月の禁錮に処せられる。違法行為が継続する場合、一日ごとに\$300の罰金を科せられる。

(1987年第326号法律公告；1996年第177号法律公告)

第	7条	原告の名義	1999年第320 号法律公告	2000年1月 1日
---	----	-------	--------------------	---------------

起訴に関わる全ての規則と、起訴における律政司司長の権限を侵害しないかぎり、被告人は食物環境衛生署署長の名義で起訴される。

(1965年第107号法律公告；1996年第362号法律公告；1999年の第78号第7条)

表：	1	認可着色料	2008年第98号 法律公告	2008年12 月1日
----	---	-------	-------------------	----------------

第一部 - タール色素

色素の通称	化学名	カラー インデックス番号(1982年)
アルラレッドAC	6-ヒドロキシ-5-[(2-メトキシ-5-メチル-4-スルホフェニル)アゾ]-2-ナフトレンスルホン酸二ナトリウム	16035
アマランス	1-(4'-スルホ-1'-ナフチルアゾ)-2-ナフトール-3,6-ジスルホン酸三ナトリウム	16185
ブラック PN (ブリリアント ブラック BN)	8-アセタミド-2-(7-スルホ-4-p-スルホフェニルアゾ)-1-ナフチルアゾ)-1-ナフトール-3:5-ジスルホン酸四ナトリウム	28440
ブリリアント ブルー FCF	4-(4-(N-エチル-p-スルホベンジルアミノ)-フェニル)-(2-スルホニウムフェニル)-メチレン-(1-(N-エチル-N-p-スルホベンジル)-2,5-シクロヘキサジ	42090

(青色1号)	エン-イミンニナトリウム	
ブラウン FK	1:3-ジアミノ-4:6-ジ-(p-スルホフェニルアゾ)ベンゼンニナトリウムと2:4-ジアミノ-5-(p-スルホフェニルアゾ)トルエンニナトリウムの混合物	
アゾルビン	2-(4-スルホ-1-ナフチルアゾ)-1-ナフトール-4-スルホン酸ニナトリウム	14720
チョコレートブラウン HT	2:4-ジヒドロキシ-3:5-ジ-(4-スルホ-1-ナフチルアゾ)ベンジルアルコールニナトリウム	20285
エリスロシン (BS)	2:4:5:7-テトラ-ヨード-フルオレセインニナトリウム または 2:4:5:7-テトラ-ヨード-フルオレセインニカリウム	45430
グリーン S	ジ-(p-ジメチルアミノフェニル)-2-ヒドロキシ-3:6-ジスルホナスチルメタノール酸無水物ニナトリウム	44090
インジゴチン (インジゴカルミン)	インジゴチン-5:5' -ジスルホン酸ニナトリウム	73015
リゾールルビン BK	3-ヒドロキシ-4-[(2-スルホ-p-トリル)アゾ]-2-ナフトエ酸ニナトリウム	15850
パテントブルー V	(4-[x-(p-(ジエチルアミノ)フェニル)-5-ヒドロキシ-2,4-ジスルホベンジリデン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン)ジエチル-水酸化アンモニウム分子内塩、カルシウム塩	42051
ニューコクシン	1-(4-スルホ-1-ナフチルアゾ)-2-ナフトール-6:8-ジスルホン酸三ナトリウム	16255
キノリン イエロー	2-(2キノリル)-1,3-インダンジオン-ジスルホン酸ニナトリウム	47005
サンセット イエロー FCF	1-p-スルホフェニルアゾ-2-ナフトール-6-スルホン酸ニナトリウム	15985
タートラジン	5-ヒドロキシ-1-p-スルホフェニル-4-p-スルホフェニルアゾ-ピラゾール-3-カルボン酸三ナトリウム	19140

(2008年第98法律公告)

第2部その他の着色料

説明		カラー インデックス 番号_(1982)
カラメル		
コチニール (カルミン酸)		75470
果物や野菜に含まれる天然着色料を抽出または合成したもの。-		
(a)	アナトー	75120
(b)	ベジタブルブラック	-
(c)	カロチン	75130
(d)	アポカロテナール	40820

(e)	アポカロテン酸エチルエステル	40825
(f)	葉緑素、クロロフィリン及びクロロフィリン銅錯体を含む	75810 75815
(g)	サフラン	75100
(h)	ターメリック (クルクミン)	75300
酸化鉄		77491
二酸化チタン		77891
糖衣菓子及び錠剤の着色又は菓子の装飾用の金、銀及びアルミニウム (箔状又は粉状)。		-
表に記載されている水溶性カルシウム塩又はアルミニウム塩 (触媒)。		-

(1993年第368法律公告)

表:	2	着色料、食品着色料及び香料化合物の表示	1997年6月 30日
----	---	---------------------	----------------

[5(3)条]

- 着色料又は香料を使用した場合、第5(3)条により、英語と中国語ではっきりと書かれたラベルを包装に表示しなければならない。

着色料を使用した場合

<p>THIS FOOD COLOUR CONFORMS TO THE LEGAL REQUIREMENTS OF HONG KONG 此食品色素符合香港法例規定</p>

食品着色料及び香料を使用した場合

<p>THE FOOD COLOUR IN THIS COMPOUND CONFORMS TO THE LEGAL REQUIREMENTS OF HONG KONG 此化合物内之食品色素符合香港法例</p>
--

包装容量が100g又は100ml以下の場合、中国語及び英語で読みやすく、「食物色素 (FOOD COLOUR)」、「食物色素及調味化合物 (FOOD COLOUR AND FLAVOURING COMPOUND)」、又は同様の意味のラベルを表示す

る。(1979年第89号の法律公告)

2. 全てのラベルは薄い背景色に濃いブロック体で印刷されなければならない。包装容量が100g又は100ml以下の場合を除き、文字はラベルの枠線の中に印刷され、枠内に規定された表示以外の内容を記載することを禁ずる。包装容量が1kg、又は1Lを超える場合、文字の大きさは5mm以上でなければならない。包装容量が1kg又は1L以下並びに、100g又は100ml以上の場合、文字の大きさは3mm以上でなければならない。(1979年第89号法律公告)
3. ラベルは確実に容器、包装、又はその一部に貼らなければならない。ラベルはいかなる場合でも見やすい位置に貼り付けられ、メインのラベルの一部として、又はメインのラベルの近くに貼らなければならない。